

2013年1月25日

北海道知事

高橋 はるみ 様

(一般社団法人) 北海道自然保護協会  
会長 佐藤 謙

「北海道環境影響評価条例の一部改正素案」に関する意見

平成24年12月26日から平成25年1月25日まで行われた標記素案に関する道民意見募集に対して、私たちの意見を提出します。

意見提出団体名：一般社団法人 北海道自然保護協会（会長：佐藤 謙）  
住所：060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5（6階）  
電話：011-251-5465  
ファックス：011-211-8465  
E-mail: nchokkai@polka.ocn.ne.jp

**意見1. 総論：国の法に認められる不足を補うため、実効性がある道条例にすべきである**  
国の環境影響評価法施行令の一部が平成23年11月に改正され、平成24年10月に施行された。この改正において、かつて、環境影響評価の法対象事業にされていなかった風力発電が追加されている。

近年、風力発電施設の建設によって、騒音・低周波音・シャドーフリッカーなどによる深刻な健康被害、バードストライクなどによる鳥類への影響、動植物の生息環境への影響、景観への影響など、環境面で多くのデメリットが国内外で顕在化してきた。そのため、国の法改正に先だって、平成23年8月9日から平成23年9月7日まで行われた国民向けパブリックコメントでは、健康被害などデメリットを回避・軽減する観点から風力発電施設の規模要件や施設からの距離などに関して多数の意見が寄せられた。

しかし、国の法改正において、環境面のデメリットを回避・軽減する必要があるとした国民の意見が十分活かされてはいない。具体的には次項で各論として述べるが、国の法改正に際して、再生可能エネルギーの導入を推進すべきという意見が強いため、健康被害や自然破壊、生活環境の破壊など環境面のデメリットを回避すべきという意見が軽んじられ、環境影響評価の基本理念が忘れられた面が強いと判断している。

今回の道条例の一部改正は、風力発電を法の対象事業にするという国の法令改正に連動したものであるが、以上の情勢を背景にしている。従って、道条例は、決して、国の法にある欠点を踏襲する必要はない。「・・・風力発電所について、騒音、低周波音、バードストライクなどの環境影響が懸念されることから、対象事業に追加」する旨の道条例の素案は、健康被害や自然破壊を回避・軽減し、私たちの生活環境を守る実効性の観点から、国の法より効果的な基準を用意すべきである。国の法令に認められる不足を条例によって大きく補充する必要があるのである。

**意見2. 風力発電所の規模要件は、道条例では1500Kwに設定すべきである**

道条例の素案は、第一種事業の規模要件として出力1万キロワット（以下ではkWと表

現する)以上の風力発電所、第二種事業の規模要件として出力5000kW以上1万kW未満としている。これに対して、既存の国の環境影響評価法施行令における規模要件は、第一種事業で出力1万kW以上、第二種事業で出力7500kW以上1万kW未満とされている。これらの規模要件は、1基の規模(定格出力)2500kWで計算すると、第一種事業は国も道も4基以上の風力発電所、第二種事業は国が3基、道が2~3基の風力発電所と数えられる。逆に、3基以下では第一種事業と見なされず、道の第二種事業から外されるのは1基の場合にだけなる。

以上の道条例素案について、第一に、国の法(環境影響評価法施行令)と道条例素案の規模要件に大きな違いがなく、共に健康被害や自然破壊の回避・軽減にならない懸念が大きい点で大問題である。そのため、道条例は、規模要件1500kWからの風力発電所を条例対象事業にして、環境影響評価に実効性を持たせるべきである。なぜなら、静岡県東伊豆町では1500kWの風力発電所群による健康被害を軽減するため事業者が2基の出力制限や夜間停止を行い、愛媛県伊方町では1000kW風車20基のうち4基の夜間停止、瀬棚町では2000kW風車6基のうちシャドーフリッカーによる健康被害を防ぐため1基の時間停止を行う現実があるからである。また、滋賀・兵庫・岡山の3県の既存条例では、1500kWの規模要件が決められている。さらに、貴重な自然に対しては、取り付け工事などによって1基であっても大きな影響が生じる。従って、規模要件は小さくして、健康面、環境面のデメリットを回避・軽減することを基本にすべきと考える。

ちなみに、平成23年度の環境省の検討結果に基づいて、国の法における対象事業の規模要件として風力発電所の総出力1万kWや7500kWが設定された際、論拠として「法対象の水準は条例の水準と比較して大きな規模に設定すべきである」、「多種の発電事業に関する法と条例の対応状況を踏まえると、・・・法が我が国のナショナルミニマムとしての水準となることも考えて規模要件を設定する必要がある」などの意見に基づき、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として1万kWとすることが適当である」と結論づけられている。

以上の設定に至る論議では、決して健康被害や自然破壊を回避・軽減する観点ではなく、国の法では条例より大規模な規模要件を扱うべきという観点、風力発電事業に関する法と条例を発電諸事業の法令の中で横並びにする観点など行政的観点のみが重視されている。特に、健康被害などのデメリットは、総出力が小さくとも生じることと総出力が大きくなると増加することが共に明記されながら、1万kW以上の規模要件でデメリットの高い割合を占めるとして、総出力が小さくとも生じる被害、出現率が低くとも必ず生じると推測できる深刻な被害者を無視している。

国の法改正に際して行われたパブリックコメントでは、健康被害などデメリットを回避する観点から風力発電施設の規模要件に関して多数の意見が寄せられた。そこでは、法対象の規模要件が2000kW以下とすべき意見が28.5%、5000kWとすべきが22%で、5000kW以下とすべき合計が50.5%を数えていた。それに対して、1万kW~5万kWとすべき意見の合計が49.5%であった。そのうち19%の意見であった1万kWの規模要件に決められたのである。1万kW以上とすべき意見は、再生可能エネルギーの導入推進の観点から生じており、5000kW以下にして環境面のデメリットを回避・軽減すべきとした意見は無視されたことになる。

以上のことから、道条例においては、第二種事業において国の規模要件より少し厳しくしているが、それでも、環境面のデメリットは回避・軽減できない。道条例では、道民の

健康と北海道の優れた自然を保全する観点から、1500Kwの規模要件を条例の対象事業とすべきである。

さらに、素案では「条例施行規則で発電所の規模要件等が定められていることから、現条例の体系に沿って風力発電所の規模要件を追加する」としている。しかし、風力発電のデメリットには原子力発電などとは別の特殊性、深刻な健康被害が含まれるので、多種の発電事業の中で横並びにした規模要件の記述は、真の環境影響評価にならないことを肝に銘じるべきである。

### 意見3. 規模要件は、一定地域における複数の事業者による風力発電計画を合計した総量として捉えるべきである

私たちは、石狩湾新港周辺において4事業者による合計約80基にもおよぶ大規模な風力発電所建設計画に関して、事業者個別の環境影響評価書やその方法書に意見を述べてきた。しかし、健康被害などの風力発電のデメリットは、石狩湾一帯における4事業者80基の風力発電所全体から生じ、相乗効果が懸念されるので、事業者ごとの環境影響評価では、私たち道民の健康や生活環境（住宅地や労働の場）、貴重な自然環境や景観に対する影響を評価することができないことは明らかである。そのため、私たちは、経済産業大臣、環境大臣、貴職・北海道知事、関係する石狩・小樽・札幌各市長に対して、石狩湾全体における環境影響評価が必ず必要であるとの意見を述べてきた。しかし、それに対して各行政機関は、法の規定がないことなどを理由にしたと推測されるが、一切対応していない。

風力発電所から生じる騒音・低周波音による健康被害は、国の見解でも、一定地域の総出力に応じて増加するとされている。そのため、本来、複数の事業者による複数の計画であっても、環境影響評価ではそれらの合計された総出力が問題とされなければならない。このことが道条例に明らかにされていないので、明記される必要がある。

道条例の素案では、上記の観点から、一定の地域における風力発電事業が、複数の事業者により同時期に多数建設される場合や、時期を違えて次々と追加されていく場合などについて、常に、風力発電の規模要件・総出力は、一定地域の総量として捉えると明記すべきである。

### 意見4. 住宅地や労働の場から一定距離の範囲では、風力発電所の規模要件に拘わらず、必ず環境影響評価を行うべきである。

風力発電所からの距離は、騒音・低周波音による健康被害など、環境への影響を回避する点で重要である。国の環境影響評価法施行令の改正では、この距離ではなく規模要件・総出力を問題視してきたため、道条例素案にもその観点が継続している。

しかし、規模要件・総出力だけの環境影響評価では、条例の対象事業にならない、すなわち環境影響評価すら受けない風力発電所の建設によって深刻な健康被害など環境への影響が生じる懸念が高い。そのため、現在までの国内外の事例を踏まえると、例えば、風車から3～4km以内の住宅地等では騒音・低周波音の影響が及ぶ場合が多いので、道条例では、必ず環境影響評価を行うべき範囲は、少なくとも、上記3km以上の範囲と明記すべきである。